

ご意見を
お寄せください！

パブリックコメント(意見公募)



亀山市高齢者福祉計画(案)

問合先 長寿健康課高齢者支援グループ(あいあい ☎84-3312)

高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進するため、前計画を継承しながら今後3年間にわたる「亀山市高齢者福祉計画」の策定を進めています。

＜意見の提出先＞ 長寿健康課高齢者支援グループ

(〒519-0164 羽若町545、FAX 82-8180) ☒korei@city.kameyama.mie.jp

亀山市歴史的風致維持向上計画【第2期】(案)

問合先 都市整備課都市計画グループ(☎84-5046)

固有の歴史および伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物や良好な市街地の環境の維持向上を図るため、平成21年に「亀山市歴史的風致維持向上計画(現計画)」を策定し、さまざまな事業を推進してきました。

現計画が令和2年度に計画期間満了となることから、一層の歴史的風致の維持および向上を目指し、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となった取り組みを推進するため、「亀山市歴史的風致維持向上計画【第2期】」の策定を進めています。

＜意見の提出先＞ 都市整備課都市計画グループ

(〒519-0195 本丸町577、FAX 82-9669) ☒tokei@city.kameyama.mie.jp

＜共通事項＞

意見を提出できる人 市内に在住・在勤・在学する人、または市内で事業を行う人

縦覧・意見の提出期間

2月16日(火)～3月17日(水)(当日消印有効)

縦覧場所 各計画の担当課、市情報公開コーナー(市役所2階)、関支所窓口、あいあい窓口(縦覧は各施設の開庁時間内にできます)

※市ホームページからも縦覧できます。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/shisei/2020041600012/>

提出に必要な事項(様式は自由)

- ①件名「〇〇〇〇〇〇〇(案)」に関する意見
- ②住所、氏名(ふりがな)

③勤務先または通学先(市外に在住する人のみ)

④意見

提出方法 提出に必要な事項を記入の上、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、各計画の担当課へ提出してください。

意見の取り扱いなど

▷いただいた意見は取りまとめの上、回答とともに公表します(個別に直接回答は行わない)。なお、公表することで個人の権利や利益を害するおそれのあるものは、その全部または一部を公表しないことがあります。

▷意見を提出していただいた人の氏名などの個人情報、公表しません。

▷公表は、令和3年3月下旬を予定しています。

三菱UFJ銀行窓口での市税等の納付書の取り扱いを終了します

問合先 会計課出納グループ(☎84-5013)

三菱UFJ銀行の窓口で市税等を、納付書を使用して納付できるのは3月31日までになります。

4月1日からは、納付書の裏面に納付場所として三菱UFJ銀行が記載されていても納付できませんのでご注意ください。なお、口座振替による納付は、4月1日以降も引き続きご利用いただけます。

【種目ごとの問合先】	種目	担当部署	電話番号
	市税	税務課収納対策グループ	84-5009
	住宅使用料	都市整備課住まい推進グループ	84-5039
	保育所保育料	子ども未来課子ども総務グループ	84-3315
	給食費負担金		
	施設入所者負担金	長寿健康課高齢者支援グループ	84-3312
	国民健康保険税	市民課国民健康保険グループ	84-5006
	後期高齢者医療保険料	市民課医療年金グループ	84-5005
	介護保険料		
	水道料金(公共下水道使用料を含む)	上水道課上水道管理グループ	97-0621
	下水道事業受益者負担金	下水道課下水道管理グループ	97-0628
	農業集落排水使用料		